

令和5年5月臨時会 警察危機管理防災委員会の概要

日時 令和5年5月23日（火） 開会 午後4時47分
閉会 午後5時 7分

場所 第7委員会室

出席委員 阿左美健司委員長

深谷顕史委員長

鈴木まさひろ員、松本義明委員、横川雅也委員、岡田静佳委員、武内政文委員、
諸井真英委員、武田和浩委員、小早川一博委員、伊藤はつみ委員

欠席委員 なし

説明者 犬飼典久危機管理防災部長、澁澤陽平危機管理防災部副部長
内田浩明危機管理課長、佐藤和夫消防課長、小沢きよみ災害対策課長、
宮原正行化学保安課長、山口芳正危機管理課危機対策幹

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第77号	令和5年度埼玉県一般会計補正予算（第1号）のうち 危機管理防災部関係	原案可決

2 請願

なし

【付託議案に対する質疑】

鈴木委員

- 1 昨年から、世界的な物価高騰は依然として進んでおり、予断を許さない状況である中、今回のLPガスに対する機動的な補助は意義があることと捉えているが、一世帯当たりの支援額を上限2,500円としているのはどのような背景か。
- 2 事務経費に関して、販売業者を経由して補助する理由は何か。
- 3 市町村が発行するプレミアム商品券を利用し県が補助するなど、既存の枠組みを利用した例もほかの自治体で見受けられた。そうすることで経費削減ができると聞いたが、そうした手法を検討したのか。

化学保安課長

- 1 標準的な世帯の1ヶ月当たりの価格高騰額を総務省が取りまとめており、小売物価統計調査から817円と算定し、その50%を支援することとした。支援期間は6か月を見込んでおり、817円の50%相当額に6か月を乗じた結果2,451円となり、切り上げて2,500円としている。
- 2 LPガスの利用者は、県では把握できていない。これを把握できているのは販売事業者のみであり、今回は販売事業者を通じて販売事業者の顧客に向けて支援をするという形で、LPガス利用者100%に支援ができるよう進めている。
- 3 補助については、市町村を経由するという考え方もあるが、市町村も県と同様に、販売事業者以外は顧客のことを把握できておらずLPガスの利用者を把握できていないため、各市町村が販売事業者に向けてそれぞれの事業を依頼するというような形になってしまう。このように事務が煩雑化すると考え、県で実施することとした。

松本委員

- 1 大変重要な補助だという認識の中で、物価高騰に対し、補助はいつ県民のところに届くのか。
- 2 この事業をしっかりと一般消費者の方に周知してもらう方法について伺いたい。何らかの形で明記するのか。
- 3 事業者へのチェックという観点から、この予算がしっかりと事業者のところで止まらずに一般消費者のところまで確実に届いているかのチェックはどのように行うのか。
- 4 チェック機能について、委託費の3,001万円の部分が当たると思うが、金額の根拠が明確ではないと感じるがどうか。

化学保安課長

- 1 6月には委託という形で窓口を開設したい。7月中に事業者から、補助支援の交付申請をしていただき、交付申請後、県で審査を行った上で、交付決定通知を出すので、おおむね1か月かかる。そのため、8月ぐらいから値引きが開始され、おおむね8月から10月ぐらいに届けることができるのではないかと見込んでいる。
- 2 県のホームページ及び県の公式SNSを通じて広く周知していきたい。また、事業者の発行する請求書に県の補助を受け値引きをしているということが明示されるよう、事業者側には働き掛けていく。
- 3 基本的には報告書と実績報告を提出していただく。実績報告は顧客のリストを提出し

ていただき、そのリストの中から、県が無作為に数名顧客をリストアップし、その顧客の請求書の写しを提出してもらおう。県から補助を受けていることが書かれているか、あるいは実際に値引きされているかというところを県でチェックすることで、きちんと支援が届くようにしたい。

- 4 これまでに、同様の自治体等の補助事業の窓口業務を行った業者から仕様を作って見積もりを取っている。5社から取っており、そのうち飛び抜けた金額を出してくるようなところは排除し、その平均で予算として3,001万円としている。

武田委員

県内の事業者ではなく、県外事業者と契約されている方もいると思うが、そうした家庭にも支援は届くのか。

化学保安課長

県境付近では、県外の販売業者から販売を受けている県民もいるので、まず隣接する都県のLPGガス協会に周知を依頼する予定である。あわせて、今回の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の関係では、近隣都県が皆同じような形で、LPGガスの補助を予定しており、そういったほかの自治体とも協力しながら周知を図っていく。

小早川委員

- 1 一般消費者の方が負担軽減を実感することが重要だと考えている。電気料金のように、燃料費調整額のような形で補助額が明細に記載されることが重要と考えているがどうか。
- 2 販売事業者への事務経費について、今回、事業者にとっては限定的な支援ということもあり、事業者には通常業務とは異なる事務処理が発生するが、県はどういった事務を想定しているのか。

化学保安課長

- 1 各事業者の請求書に県の補助を2,500円受けている旨の記載をしてもらうことを検討している。このことにより県民に、補助が入っていることを周知する予定である。また、ホームページ等でも、事業について公表していくので、そうしたところでも目に触れることとなる。
- 2 当該補助は、県民に向けての補助であり、販売事業者が補助を申請し、そこを通じて県民の皆さんに届くというような仕組みであるため、事務経費が出ないと損をするような形になってしまう。それにより補助申請が出てこないというおそれもあるため、顧客管理をシステムで実施している事業者にはシステム改修について、実費ということで上限150,000円とし、今回経費として乗せている。そのほか、人件費、書類作成にかかる紙代、コピー代、あるいは郵送等の事務経費などを予定している。

伊藤委員

- 1 上限額2,500円の補助に関して、支援対象が一般消費者等とあり、例えばサラリーマンの一人暮らしや、3人の子供を抱えている世帯など、世帯により使用料に差異がある。各販売事業者の基本料金や重量単価が違っていると思うが、支援実施においては、販売事業者ごとの価格調査、差異に関しては、実際のところの数字を掴んでいるのか。
- 2 基本となる販売事業者の数について、県内の事業所はどのぐらいあり、県境はどのぐ

らの販売事業者数を想定しているのか。

化学保安課長

- 1 指摘のとおり支援対象によって使用料が異なる。総務省の小売物価統計調査で、ある程度地域が割り振られるが、県内だと数か所の地域の価格が出ており、それをベースに今回の金額を定めている。
- 2 LPガスの販売事業は、県内においては、県の許可制をとっており820社である。県外は正確な数字は分からないが、県境付近におおむね100社ぐらいあるのではないかと想定し、920社と見積もっている。

【付託議案に対する討論】

なし